

国際的な議論及び海外の議論の動向

平成30年4月26日
事 務 局

国際的な議論の動向

G7イノベーション大臣会合（平成30年3月27～28日、加モントリオール：富永総務審議官出席）

「未来の仕事に備える(Preparing for Jobs of the Future)」をテーマに開催され、成果文書として、AIの①経済成長への寄与、②信頼性と受容性の向上、③包摂性という3つの側面を柱とする「AIに関するG7イノベーション大臣声明」(付属書B)を含む議長サマリーが採択された(同時並行で雇用大臣会合も開催)。

「AIに関するG7イノベーション大臣声明」(付属書B)の概要は以下のとおり。

(参考)議長サマリー：http://www.soumu.go.jp/main_content/000542362.pdf

付属書B：AIに関するG7イノベーション大臣声明（概要）

2016年の高松でのG7情報通信大臣会合において開始された議論、並びに、意見交換を促進するために開催されてきた国内及び国際的なイベント（例えば、日本の総務省の専門家による会合によって作られたAI開発ガイドライン案）等に基づき、

- G7イノベーション大臣は、**人間中心のAIの共通ビジョンに基づいて開発と利活用において留意するビジョンを構築することを目指す。**
- 2016年の日本でのG7 情報通信大臣会合及び2017年のイタリアでのG7 情報通信・産業大臣会合を参照しつつ、**本年、G7各国は、①AIのイノベーションによる経済的成長の促進、②AIへの信頼性及び受容の向上、及び③AIの開発及び普及における包摂性の向上に焦点を当てる。**

また、G7各国は、AIに関する取組として、研究開発への投資、規制等の障壁の除去、倫理面の検討、プライバシーの保護、サイバーセキュリティへの投資、情報の自由な流通の促進、産業界主導による技術標準の開発等を行うとともに、**本声明の国際的普及に努める。**

【次のステップ】

- G7による将来の政策協議に情報をインプットするため、OECDの支援によりAIに関するマルチステークホルダーの対話・連携を促進
- 時限設置されるイノベーションWGの支援により、2018年秋にカナダ主催のAIに関するマルチステークホルダー会合を開催

海外の議論の動向①

政府

EU29条データ保護作業部会「自動処理による個人に関する決定及びプロファイリングに関するガイドライン」採択【2018年(平成30年)2月6日】

- EU一般データ保護規則(GDPR)に基づき、同規則における自動処理による個人に関する決定及びプロファイリングに関する規定を明確化するガイドラインを公表。
- AI等の技術発展によりプロファイリング及び自動処理による決定が容易になっており、プロファイリング及び自動処理による決定が、個人や経済・社会に便益をもたらすと同時に、個人の権利及び自由に重大なリスクを及ぼし得るとの認識を示す。
- (1)プロファイリング及び自動処理による決定一般に関する指針(透明性、公正性、目的の限定、データ最小化、正確性等)を示すとともに、(2)(GDPRにより原則として禁じられる)法的効果又はそれに類する重大な影響を個人に及ぼす自動処理のみによる決定に関する指針(「決定に服さない権利」、例外規定等)を示す。
- プロファイリングの文脈で、データ主体の「情報を与えられる権利」、「アクセス権」、「異議申立権」等を具体化。
- 子どもを対象とした、行動ターゲティング広告等のプロファイリング及び自動処理による決定について、適切なセーフガード措置を取るべきである等の厳格な指針を示す。

欧州委員会諮問機関「EU条約・基本権憲章に含まれる価値に基づく倫理原則」公表【2018年(平成30年)3月9日】

- 欧州委員会の独立諮問機関であるthe Group on Ethics in Science and New Technologies(EGE)が声明文を公表。AI・ロボティクス・自律システムの構築、利活用およびガバナンスなどに関する国際的な理解の確保を欧州委員会に対し要求。議論の第一歩として、EU条約・基本権憲章に含まれる価値に基づく倫理原則(人間の尊厳、自律性、責任、正義・公平・連帯、民主主義、法の支配とアカウントビリティ、セキュリティ・安全性・心身の整合性、データ保護とプライバシー、サステナビリティ)を提案。
- 欧州委員会は、産官学に加え消費者団体や労働組合、市民団体等、EU内外の複数のステークホルダーを含めたAIに関するアライアンス「European AI Alliance」を7月までに設立予定。また、AIに関するハイレベル専門家グループを5月に立ち上げ、上記声明を踏まえたAI倫理ガイドラインを策定、アライアンスに照会しつつ、2018年末までに公開予定。

海外の議論の動向②

中国「AIに関する標準化白書」公表 【2018年(平成30年)1月18日】

- 中国では、AIに関するサービス開発が急速に進展している中で、標準化が進んでいないことを危惧し、同国の情報通信産業の標準化を担う中国電子技術標準化研究院が各種国内外のAIに関する標準化動向をとりまとめた白書を作成し公表。
- 技術面の進歩と並行して、セキュリティ、プライバシー、倫理面(人間の尊厳、人間・自然の利益の最大化、透明性など)の政策、法、および標準化の策定が重要である点に言及。

仏国マクロン大統領、ビラニ議員の「AI普及に向けた報告書」踏まえ「AI戦略」発表 【2018年(平成30年)3月29日】

- 仏与党(LREM)所属のビラニ下院議員は、「AI普及に向けた報告書」を3月28日に公表。研究促進のための環境作りに加え、AIがもたらす倫理上の問題についても議論を深めるよう要求。AI倫理に関する独立行政機関の設立を提唱し、政府から諮問を受けるだけでなく、一般市民の請願も受け付ける開かれた機関とすべきだと提言。
- 上記を受け、マクロン大統領は翌29日、「AI戦略」を発表。大手企業の一部データについて、公益性を理由に利用を認めさせるという制度を欧州レベルで導入することを提案。倫理面では、国際的な規模での専門家会議の設置を提言、国内では、公的機関のアルゴリズム開示を示唆。

英国上院AI特別委員会、報告書「英国におけるAI」公表 【2018年(平成30年)4月16日】

- 英国上院AI特別委員会は「英国におけるAI : 英国はAIを活用し、そして活用できる準備ができているか(AI in the UK: ready, willing and able?)」を公表。
- 同報告書では、英国内外において採用されるべき分野横断的なAIの倫理行動規範となる「AIコード」の策定に言及するとともに、AIがもたらす可能性がある脅威やリスクから社会を守るために必要な74項目にわたる勧告等を盛り込んでいる。
- また、メイ首相が同1月25日世界経済フォーラムにて言及した「データ倫理イノベーションセンター」の役割として、公的データ共有に関する適切なアプローチに係るガイダンス作成、データの共有・管理・プライバシー保護のためのツール・枠組みの構築、AIシステムの透明性要件に係るガイダンス作成、分野横断的なAIコードの導入等を行っていくことを示唆。